

# 建設業

建設産業の今を伝え  
未来を考える

# しんぶん

Jun.2024  
No.559

# 6

特集

建設業法及び  
公共工事入札契約  
適正化法の改正について



今月のCCUS

助成金について  
相談したい  
ときは？

# 建設業 ウェルカム

資格取得  
無料!!

交通費などは自己負担となります。

未経験者  
大歓迎

WELCOME  
Construction industry

建設業の職業訓練参加者を

# 大募集



詳細はホームページで公開中!

建設業 ウェルカム

検索

非営利活動禁止



## 厚生労働省 建設労働者育成支援事業

## CONTENTS

特集

# 建設業法及び公共工事入札契約 適正化法の改正について

02

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

- はじめに
- Ⅰ.労働者の処遇改善
- Ⅱ.資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止について
- Ⅲ.働き方改革と生産性向上について

## FOCUS

工業高校紹介  
東京都立蔵前工科高等学校

- インタビュー：首代 昌紀 先生

08

## PRESCRIPTION

日本経済の動向 10

- 米国の消費者が従来以上にインフレ・金利に敏感に反応

建設経済の動向 11

- 「脱炭素現場」へ電動建機の導入が加速

連載 経営者のためのわかりやすい会計 12

- 【第3回】  
損益計算書

連載 かわいい土木【第54回】 14

- 大源太川第1号砂防堰堤  
／新潟県南魚沼郡湯沢町

お役立ち連載  
建設キャリアアップシステム  
を活用しよう!【第19回】 16

いつでもチェック!!

建設業  
しんこうWeb

建設産業の今を伝え  
未来を考える

「建設業しんこう」は  
Webでも  
ご覧いただけます。



しんこうWeb

検索

<https://www.shinko-web.jp/>



メルマガ登録は  
コチラから!



【建設業しんこう】に関するご意見・ご要望  
TEL : 03-5473-4584 (企画広報部)  
MAIL : [kikaku@kensetsu-kikin.or.jp](mailto:kikaku@kensetsu-kikin.or.jp)

印刷：日経印刷株式会社  
©本誌記事の無断転載を固く禁じます。

# 建設業法及び公共工事入札契約適正化法の改正について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

## 【はじめに】

建設業は、社会資本の整備・管理の担い手であるとともに、災害時における「地域の守り手」として国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っています。一方、他産業と比較して厳しい就労条件を背景として就業者の減少が著しく、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられる「持続可能な建設業」を実現するために、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっています。また、昨今の急激な資材価格の高騰を受けて現場技能者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められているところです。

このような状況を踏まえ、中央建設業審議会\*1の下に設置された基本問題小委員会において、昨年5月から9月までの間に計5回の審議が行われ、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上について、早急に講ずべき施策を取りまとめた「中間とりまとめ」が策定され(参考1)、法律の改正が必要な事項について、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「改正法」という。)により法制化することとしました(参考2)。

改正法においては、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう、現場の担い手の確保に向けた対策として、「賃金引上げなどの処遇改善」「資材高騰による労務費へのしわ寄せ防止」「労働時間の適正化による働き方改革及び現場管理の効率化等による生産性の向上」を促す措置を講じることとし、同法は原則としてその公布の日から1年6ヶ月以内に施行される予定です。

\*1…発注者(デベロッパー)・受注者(建設業者)・学識者の代表により構成された会議体。

## 【参考1】基本問題小委員会「中間とりまとめ」の概要(一部加筆)

### 中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会中間とりまとめ(概要)

～担い手確保の取組を加速し、持続可能な建設業を目指して～

令和5年9月19日策定

- ✓ 建設業が持続的に発展していくには、新規入職を促進し、将来の担い手の確保・育成を図っていくことが不可欠。
- ✓ 同時に、現下の課題である資材価格高騰や時間外労働規制に適切に対応しつつ、適正な請負代金・工期が確保された請負契約の下で、適切に建設工事が実施される環境づくりも欠かせない。
- ✓ こうした問題意識の下、①請負契約の透明化による適切なリスク分担、②適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保、③魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性の向上、などの分野について、建設業法等の改正も視野に早急に講ずべき施策を取りまとめ。

#### 1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

##### (1) 契約における非対称性の解消

- ① 受注者によるリスク情報提供の義務化
  - ・見積り時等に、建設工事に関するリスク情報の受注者から注文者への提供を義務化
- ② 請負契約に予備的経費等に関する事項を明記
- ③ オープンブック・コストプラス方式の標準請負契約約款の制定

##### (2) 価格変動等への対応の契約上での明確化

- ① 請負代金の変更について規定された民間工事標準約款の利用促進
- ② 価格変動に伴う請負代金の変更条項を契約書上明確化
  - ・法定記載事項として「価格変動等が生じた場合に請負代金額等をどのように変更するかについての定め」を明記

##### (3) 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化

- ① 当事者間での誠実協議
  - ・請負代金や工期に影響を及ぼす事象が生じた場合に契約の当事者間で誠実に協議を実施
- ② 民間事業者への勧告等
  - ・不当に低い請負代金での契約締結について、国土交通大臣等の勧告対象に、公共発注者だけでなく民間事業者も含める
  - ・不適切な契約は正のため許可行政庁の組織体制を整備

#### 2. 適切な労務費等の確保や賃金行き渡りの担保

##### (1) 標準労務費の勧告

- ・適切な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会が勧告

##### (2) 受注者における不当に低い請負代金の禁止

- ・労務費を原資とする廉売行為の制限のため、受注者による不当に低い請負代金での契約締結を禁止し、指導、勧告等の対象とする

##### (3) 適切な水準の賃金等の支払い確保のための措置

- ・建設業者に、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める
- ・標準約款に賃金支払いへのコミットメントや賃金開示への合意に関する条項を追加

#### 3. 魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上

##### (1) 適正な工期の確保

- ① 受注者による著しく短い工期の禁止
- ② WLBを実現する働き方改革に関する施策検討
  - ・工期に関する基準等の周知に加え、先進的取組の普及方策を検討

##### (2) 生産性の向上

- ① 建設工事現場を適切に管理するための指針の作成
  - ・ICTの活用等による現場管理のための指針を国が作成、特定建設業者に同指針に即した現場管理に努めることを求める
- ② 監理技術者等の専任制度等の合理化

※今後、重層下請構造の実態を踏まえた建設業許可の合理化、緊閉に応じた労働力の需給調整や多能工の評価のあり方、建設業の許可を要しない小規模工事の適切な管理についてもさらに検討。

赤字：法改正で対応する事項

(参考2)法案の全体像

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に

関する法律の一部を改正する法律案(概要)

令和6年3月8日閣議決定

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

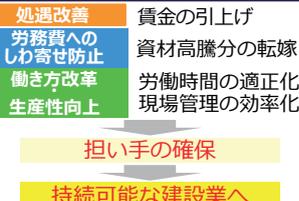
建設業※ 417万円/年(▲15.6%) 2,022時間/年  
全産業 494万円/年 1,954時間/年(+3.5%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)

※賃金は「生産労働者」の値  
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。



法案の概要

1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○標準**労務費**の勧告

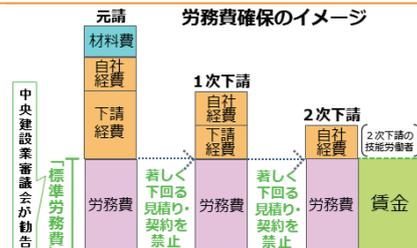
・中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告

○適正な**労務費**等の確保と行き渡り

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者**に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

○**原価割れ契約**の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う**労務費**への**しわ寄せ防止**

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から**発注者**に**提供**するよう**義務化**

・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、**発注者**は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. **働き方改革**と**生産性向上**

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を**強化**(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例、遠隔通信の活用)

・国が**現場管理**の「**指針**」を**作成**(例、元下間でデータ共有)

➡特定建設業者\*や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

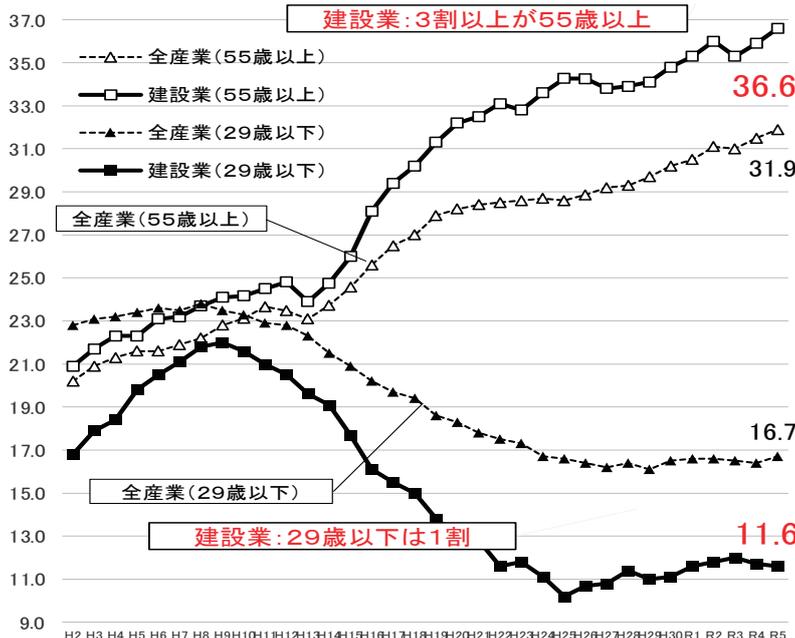
・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



I 労働者の**処遇改善**

往時より労働者が減少しているとともに、現場の急速な高齢化と若年層の減少が進んでいる建設業においては、若手の入職促進による将来の担い手の確保が急務となっており、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃金引上げなどを含めた技能労働者の処遇改善に取り組むことが必要です。令和6年3月には、内閣総理大臣や建設業団体出席の下「建設業団体との賃上げ等に関する意見交換会」が開催され、国土交通大臣と建設業団体との間で技能労働者の賃金が「5%を十分に上回る上昇」となることを目標とすることが申し合わせられました。また、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価は前年度比で5.9%の引き上げとなり、令和5年度まで12年連続の引上げとなったところですが、これが現場労働者の賃上げに結び付き、また次の公共工事設計労務単価の引き上げにつながるという好循環を実現できるよう、官民一体となって取り組むことが必要です。

(参考3)建設業就業者の高齢化の進行



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

しかしながら、建設工事においては、材料費等の削減よりも技能労働者の労務費等の削減の方が容易であることから、建設業者が価格競争のために労務費分を削ったり、資材の高騰分を労務費の減額によって補填したりするなど、技能労働者の処遇を適切に考慮しないケースが生じています。

労務費は適正な相場観が不明確であるために、その減額に対する抑止力が働きにくいことが要因として考えられますが、労務費を減額したことによる低廉な請負代金の契約が横行すれば、処遇改善を進めようと考えている建設業者においても受注機会を確保するために価格を下げざるを得ない状況となり、適正な競争に基づく建設業の健全な発達が妨げられることとなります。

そこで改正法では、学識者・受注者・発注者から構成される公平中立な機関としての立場にある中央建設業審議会が「建設工事の労務費に関する基準」を示すこととし、これを著しく下回るような積算見積りや請負契約を下請取引も含めて禁止することとしています。

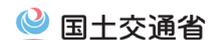
具体的には、受注者による著しく低い労務費を前提とした見積り提出や、注文者による著しく低い労務費になるような見積り変更依頼を禁止し、これに違反して契約した発注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から必要な勧告・公表ができることとしました。また、著しく低い労務費等による契約を締結した受注者に対しては、国土交通大臣あるいは都道府県知事から指示等の処分ができることとしました。これによって、発注者、元請、下請と段階を経ても、適正な労務費の確保がされることとなります。

さらに、適正な労務費が確保できていたとしても、材料費や法定福利費といった他の経費が不足している場合は適正な工事の施工にあたって問題となりますので、受注者の発意による総価での原価割れ契約の締結（ダンピング）についても禁止することとしています\*2。

\*2…令和元年の建設業法改正により、既に注文者に対しては不当な地位の濫用による原価割れ契約が禁じられています。

## 【参考4】労働者の処遇改善について

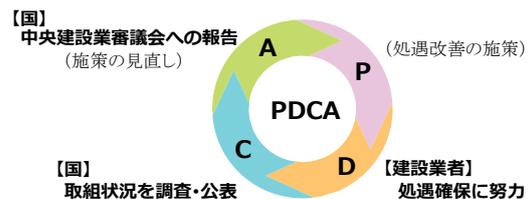
### 1. 処遇改善



#### (1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

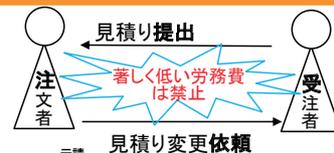
➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



#### (2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「**労務費の基準**」を作成・勧告
- **著しく低い労務費等**\*による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を**禁止** ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡ 違反して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表** (違反して契約した**建設業者**(注文者・受注者とも)には、現規定により、**指導・監督**)



#### (3) 不当に低い請負代金の禁止

- **総価での原価割れ契約を受注者にも禁止** (現行) **注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。



## II 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止について

資材価格の高騰や資材不足といった個々の工事におけるリスクの分担方法は、個々の工事請負契約の内容に基づいて契約当事者間で決定されるべきものですが、適切に分担がされず受注者にリスクの負担が偏ることとなることで、契約当事者のみならず、当該工事の下請業者なども含めた建設生産システム全体に対して、経営の悪化や施工不良の発生といった悪影響を及ぼすケースが生じています。具体的には、国土交通省が実施した調査を通じ、請負契約の変更に関する条項すら契約書において定められていないケースが多く見られることが明らかとなっています。資材高騰に伴う価格転嫁が円滑に行われないことで、足りない分が労務費にしわ寄せされることが懸念されています。

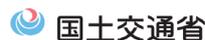
こうした状況を踏まえ、改正法では、建設業者が安心して請負契約の変更交渉ができる環境を整えるため、資材高騰に伴う請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項として定めることとしています。これにより、契約上で請負代金等の変更協議を行うことを義務付け、変更を促進することとしています。

また、資材高騰分の転嫁の協議の円滑化により労務費へのしわ寄せを防ぐため、資材高騰が生じるおそれがあると認めるときは、請負契約の締結をするまでに受注者から注文者に対して、関連する情報をその把握の方法と併せて通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材高騰が生じたときは、受注者から注文者に対して請負代金の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります<sup>※3</sup>。これらにより、資材高騰分の転嫁の協議が円滑化され、労務費へのしわ寄せが防止されることとなります。

※3…入札契約適正化法の改正により、公共発注者は誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

【参考5】資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止



**契約前のルール**

- 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を注文者に**通知する義務**

契約変更条項

あり 41%  
なし 59%

(出典)国土交通省「適正な工程設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

**契約書**

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。

注文者

←

⚠

「資材高騰のおそれあり」

受注者

資材高騰等が顕在化したとき

**契約後のルール**

- 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議**できる。
- ➡ 注文者は、**誠実に協議に応ずる努力義務**<sup>※</sup>
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

注文者

→

「変更方法」に従って  
請負代金**変更の協議**

受注者

➡

誠実な協議に努力

期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止



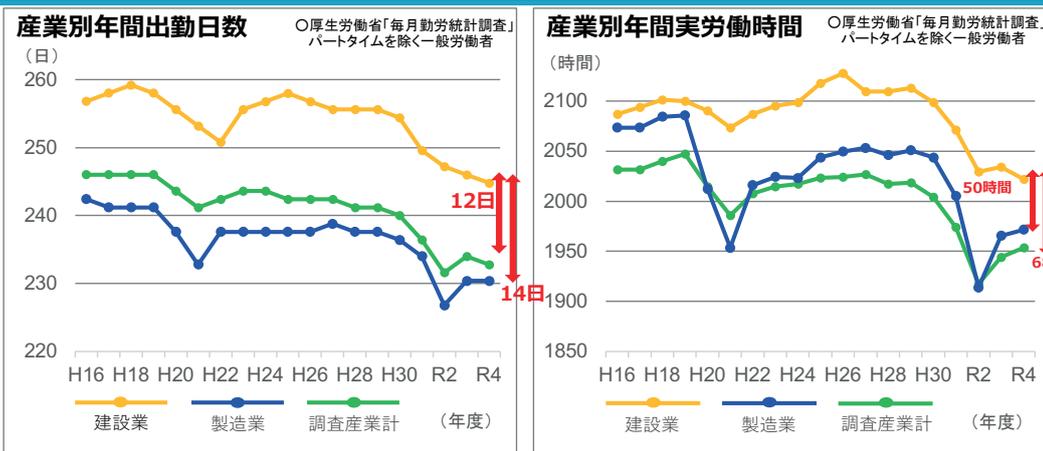
### Ⅲ 働き方改革と生産性向上について

#### i. 働き方改革について

建設業が魅力ある産業として持続的に発展していくためには、賃金の引上げといった処遇改善だけでなく、働き方の観点からも改革を進めていく必要がありますが、現状、令和4年度における建設業の総労働時間は全産業と比較して年間70時間程度長く、週休2日も十分に取れていない状況となっています。

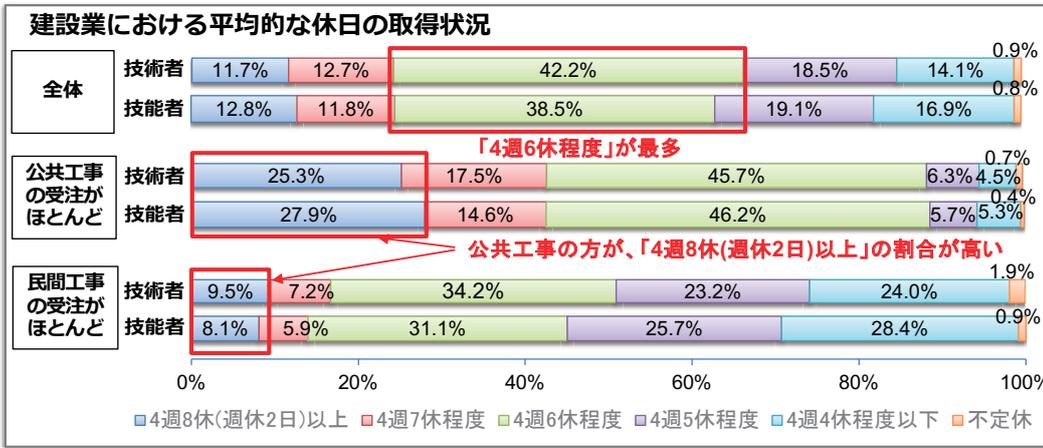
#### (参考6) 建設産業における働き方の現状

#### 建設産業における働き方の現状



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて12日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて68時間長い。

出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」年度報より国土交通省作成



技術者・技能者ともに4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

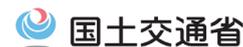
長時間労働の大きな要因は適正な工期が確保されないことであり、著しく短い工期は、建設業者における技術的に無理な施工方法・工程の採用を強いるものであるため、結果として手抜き工事、施工不良、工事現場における不当な長時間労働や労働災害などの問題を生じさせ、工事の適正な施工が確保されないこととなります。

そこで改正法では、長時間労働を是正し、週休2日も確保していくため、受注者の発意による著しく短い工期による請負契約の締結を禁止することとしています\*4-5。

また、Ⅱに示した請負代金の変更協議と同様に、資材の入手困難などが生じるおそれがあると認めるときは、受注者から注文者に対して関連する情報を請負契約の締結までに通知しなければならないこととしました。この場合、実際に資材の入手困難などが生じたときは、受注者から注文者に対して工期の変更に関する協議を申し出ることができ、注文者は当該協議に誠実に応じるよう努めなければならないこととなります\*6。

\*4…令和元年の建設業法改正により、既に注文者に対しては、著しく短い工期による請負契約の締結が禁じられています。  
 \*5…特殊な施工方法などを用いることにより工期を短縮することができるなど、正当な理由がある場合には、本規制の対象となりません。  
 \*6…入札契約適正化法の改正により、公共発注者は誠実に契約変更協議に応じる義務が生じます。

【参考7】働き方改革と生産性向上



### 3. 働き方改革と生産性向上

#### (1) 働き方改革

##### ① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約  
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

##### ○ 新たに受注者にも禁止

(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位	作業員の増員	25%
2位	休日出勤	24%
3位	早出や残業	17%

**4割超**

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

##### ② 工期変更の協議円滑化

契約前 ○ 受注者は、**資材の入手困難等の「おそれ情報」**を注文者に**通知する義務**

(注) 不可抗力に伴う工期変更は、**契約書の法定記載事項**(現行)

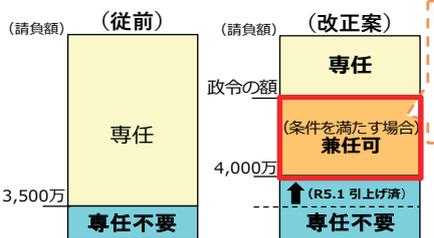
契約後 ○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に**工期の変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる**義務**

#### (2) 生産性向上

##### ① 現場技術者の専任義務の合理化



(注) 請負額の基準額は、建築一式工事にあつては2倍の額

##### 【主な条件】

- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

<例> 遠隔施工管理



##### ② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「**指針**」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、**効率的な現場管理を努力義務化**

※ 多くの下請け業者を使う建設業者

<例> 元下間のデータ共有



○ 公共発注者への**施工体制台帳の提出義務を合理化**  
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

## ii. 生産性向上について

建設業者は、請負代金が4000万円以上(建築一式工事については8000万円以上)の建設工事を請け負うときは、その工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者(「監理技術者等」)を置かなければならないこととされています。

このうち、公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、特に適正な施工が求められることから監理技術者等を専任で置くこととされていますが、現場技術者の高齢化・退職や入職者の減少が進んでいることにより、必要な監理技術者等が確保できない建設業者にとっては、制度が工事の受注の制約になる場合があります。

この点、近年、工事現場におけるデジタル技術の活用(タブレット端末を通じた工事関係者間における設計図面や現場写真などの共有や、現場作業員が装備するウェアラブルカメラなどを通じた監理技術者等との間における工事現場の映像・音声の遠隔・リアルタイム共有など)により施工管理業務の効率化が進められているところ、令和4年には、現場技術者などの常駐・専任を求める規制については「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定)において「デジタル技術の活用を前提とした見直しを進める」こととされました。

そこで改正法では、こうしたICTの活用を条件に、監理技術者等の専任規制を合理化することとしています。具体的には、上に挙げたようなデジタル技術を活用し、かつ、一定の規模・距離以下に工事現場がある等の要件を満たすことで、工事現場外にいる監理技術者等が平時はもとより事故・災害の発生時においても工事現場の状況の確認・必要な技術的指示等を行うことができる場合には、監理技術者等が複数の工事現場を兼任できることとしました。

## 【おわりに】

今回の改正は、建設業における担い手確保や生産性向上等の取組強化が急務になるとともに、建設資材の急激な価格変動等、建設業を取り巻く昨今の環境変化への対応が不可避となっていることを踏まえ、建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう緊急に行うものであり、今後、施行に向けて詳細の制度設計を行い、業界に周知してまいります。あわせて、中間とりまとめのうち法律の改正が必要な事項以外の部分についても検討・具体化するとともに、「建設Gメン」の体制を強化することで実効性を確保してまいります。

これらの制度改正による措置を通じ、建設業における処遇改善、働き方改革及び生産性向上に総合的に取り組むことで、地域の守り手である建設業が持続可能、かつ、新4K「給与が良く、休暇が取れ、希望が持てる」そして「かつこいい」魅力的な産業となるよう、業界の皆様の声を聴きながら、様々な取組を進めてまいります。

# FOCUS

## 建築は、こんなに楽しくて奥深い！ 資格取得や現場での学び、 多彩な経験を活かした教育

1924年の創立より100年にわたって優秀な工業技術者を輩出してきた、伝統ある東京都立蔵前工科高等学校。全学科で高性能なDX機材を導入した実習に取り組むほか、企業と連携した実習や現場見学など、生徒のやる気と興味を引き出す教育を実践しています。今回は、建築施工管理として活躍した経験がある建築科の首代昌紀先生に、力を入れて取り組む資格指導や、教育に対する想いについて伺いました。

東京都立蔵前工科高等学校  
建築科

首代 昌紀 先生

### 現場の声などを活かして スペシャリストを育成!

充実した先端技術の教育環境を提供し、技術革新に対応できるスペシャリストの育成を図る同校。校内での実習のみでなく、現場見学会にも積極的に取り組んでいる。

「建築科では、各学年で現場見学会を設けています。1学年は木造建築の勉強を振り返りながら、次年度に必要な住宅設計の知識を身につけるためハウスメーカーへ。2・3学年ではゼネコンの大規模な現場を見学し、学んできたRC造・S造を復習しながら、卒業設計に向けたイメージや

進路選択のための視野を広げています。また1学年では企業と連携し、鳶・鉄筋・型枠・左官など10職種に分かれて作業を体験する技能体験会なども開催しています。その他、3Dスキャナとドローンによる実習を企業の方に実演・講義していただくなど、職人の生の声を聴ける機会が、生徒の興味・関心の向上につながっています」。

多くの企業から信頼され、就職率は100%。様々な取り組みを実践し、就職を希望する生徒を後押ししている。

「設計事務所や施工管理会社などでのインターンシップをはじめ、求人票の見方などを学ぶ進路ナビゲーション、3学年から2学年へ進路体験を共有する機会や、

進学・就職した卒業生を招いての講話などを設けています。また企業の方に来校いただき、合同企業説明会や面接マナー指導などを行っていただくことも。外部の方を招いた取り組みは日常とは異なる緊張感が生まれるため、生徒にとって非常に効果的だと感じます」。

### 建築の現場から 教育の現場へ

工業高校卒業後、建築施工管理として活躍した経験を持つ首代先生。現場で後輩を指導したことが、教職へと進むきっかけとなった。

「現場に入って初めて知ること・学ぶことは、想像以上に多いもの。戸惑う場面も多かったですが、それ以上に普段は見えない“仮囲いの内側”にあるものを知ること、建築ってなんて楽しくて奥深いんだろうと再認識しました。後輩に指導する中で人の成長を支える喜びを感じるとともに、この“仮囲いの内側”にある魅力をもっと多くの人に披露し、建築に携わる人を育てたいという想いが強くなり、教員を目指すようになりました。教員免許を取得する過程で、大学に通いながら職人として技能を磨いた経験も糧となり、教職に就いた今に活かしています」。

2級建築施工管理技術検定（第一次検定）や建築CAD検定など、資格取得にチャ

### 生徒のチカラを 育む

### 資格取得をサポート!

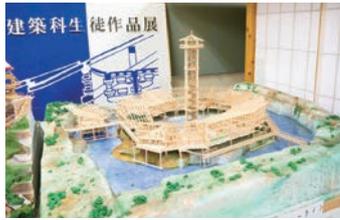


2級建築施工管理技術検定（第一次検定）をはじめとした資格取得のサポートにあたっている首代先生。専門用語や工法など難解な内容も多いが、現場での経験を交えながら分かりやすく伝えている。「実際の現場がイメージできないと、なかなか身につけるのは難しいもの。資格取得を希望する生徒には補習という形で積極的に関わり、現場経験を交えながら、より興味や理解が深まるよう展開しています」





生徒の資格取得をサポートするにあたり、自作のプリントや過去問資料などのほか、合格に向けて何をいつまでにすべきかを示した工程表を準備する首代先生。「資格取得を目指すからには、全員に合格してもらいたい。工程表を見せることで生徒にもこちらの本気度が伝わり、合格に向けたフローが見えることでモチベーションの維持にもつながります。施工管理の経験が活かしていますね(笑)」



課題研究によって生まれたアートのような製作物が並ぶ校内。「体験入学の際などにこうした製作物を見て、『自分でも作ってみたい!』と言って入学する生徒もいます。学んできたものを形にして残すことができ、目にした人たちの心を動かせる。それも建築の魅力だと感じます」と首代先生

コレ推し!

## 地元の建築物



国立西洋美術館

日本に所在する、唯一の巨匠ル・コルビュジエ設計による建築。「生徒との建築見学会で訪れた場所です。中心から外側へ拡散されるような展示空間“無限成長美術館”というコンセプトを受け、私自身にも『蓄えた知識や技術を自分だけのものにしておくのはもったいない。大好きな建築知識を生徒に伝えたい』と、新たな成長を感じさせてくれた建築物です」

レンジする生徒の多い同校。先生自身の経験も踏まえ、そうした挑戦を温かくサポートしている。

「私自身、高校時代にジュニアマイスターゴールド(特別表彰)をいただいた経験から、高校生にとって資格を取得することが大きな自信と誇りにつながると実感しています。夏休み中の補習などは辛くて休んでしまう生徒もいますが、『試験がうまくいった時の喜びは、ゲームをクリアした瞬間や、建物を建て終わった時の達成感に似ているよ』と話す、生徒からも『施工管理を目指したい』といった声があがるなど、やる気が増していくのを感じます。せっかく工科高校に入学して専門的な勉強をしているのだから、ただ教科書を暗記するのではなく、実際に社会や現場で役立つことや、自分たちの家を建てる時に必要な知識をしっかりと身につけさせてあげたいと思っています」。

生徒を見守る一方で、先生自身も資格取得にチャレンジ。1級建築・土木施工管理技士補や2級鉄筋組立て技能士など、様々な資格を有している。「より多くのことを生徒に教えられる教員になりたいという思いから、毎年何かしらの資格取得に挑戦しています。私の場合は資格勉強のモチベーションを維持するために、あえて周りの人に『この資格を受ける!』と宣言して、自分を追い込むことで、後に引けない状況を作りだしています。資格を取得できたときには何とも言えない

達成感が得られるので、どんどん資格取得にチャレンジして、生徒にも、こうした喜びをぜひ味わってもらいたいですね」。

### 大の“建築好き”を1人でも多く育てたい!

自身の高校生時代を振り返り『決して勉強が得意な生徒ではなかった』と笑顔を見せる首代先生。そうした経験があるからこそ、生徒目線に立った教育を大切にしている。

「苦手なことや分からないことは、あつて当たり前。私の場合、力学や計算が苦手な分野でした(笑)。しかし、そうしたことこそよく学び、整理し、順序立てて勉強していくことで、徐々に自分なりの答えが見つかるものです。勉強が得意ではなかった自分だからこそ、生徒に寄り添って教えていけることがたくさんあると思っています」。

大の“建築好き”を自負する首代先生。工業教育を通して、そうした“建築好き”を育てることが1番の望みだ。

「建設業の魅力は、1つとして同じものがない一期一会の現場で、全員が同じ目標に向かって取り組むこと。そして、毎日違う景色を目にできること。まだ見ぬワクワクが、現場には詰まっています。私が携わってきた現場を伝えることで、新たな“建築好き”が育ち、新しいものづくりのチカラになっていくのだと思うと、これ以上の喜びはありません。先日も設計職で活躍している教

え子と会話したのですが、生徒だった頃とは比べものにならないほど“建築好き”になっていたことが嬉しかったです。『今では建築が大好きで、現場を見るとワクワクする。計画段階から竣工まで、ずっとお客様と接して建築をすることがこのうえないやりがい』と言ってくれて…建築科の教員の醍醐味はこういうところにあるのだと実感する出来事でした」。

建築の現場から、教育の現場へ。その指導の先に、さらに多くの“建築好き”が生まれていくのが見える。



先生からみんなへメッセージ



### 東京都立蔵前工科高等学校

〒111-0051 東京都台東区蔵前1-3-57

WEB <https://www.metro.ed.jp/kuramaekoka-h/>

低迷する米国の消費者心理を読み解く

## 米国の消費者が従来以上にインフレ・金利に敏感に反応

みずほリサーチ&amp;テクノロジーズ 調査部 プリンシパル 小野 亮

米国では好景気が続いているが、消費者心理は低空飛行を続けている。米国の消費者心理には党派性があることが知られているが、深刻な政治的分断が消費者心理低迷の原因ではなく、意外にも、コロナ禍当初のショックが未だに残っているほか、長年の低インフレと低金利に慣れてきた消費者が、高インフレ・高金利に敏感に反応していることが原因だ。今回は、米国の消費者心理の動きについて解説する。

## 好景気の下、低空飛行が続く米国の消費者心理

米国では11月に大統領選が行われる。選挙が近づくとニュースで見聞きすることが増えるのが、「悲惨指数」（ミザリー指数）と呼ばれる経済指標である。失業率とインフレ率を単純に足し合わせたもので、大統領選の文脈では、政権の経済運営の評価指標として用いられる。

悲惨指数が目ざされたのは、1976年の大統領選だ。当時、米国経済は高インフレと高失業というスタグフレーションに見舞われていた。民主党の大統領候補者だったカーター氏は、「フォード政権下の悲惨指数は平均16%に達し、過去半世紀で最悪の大統領」と批判し、大統領選に勝利した。4年後、カーター政権下では悲惨指数が20%を超え、レーガン氏の勝利の一因となったのは歴史の皮肉と言えるだろう。

一方、足元はどうか。悲惨指数は2022年6月に12.7%まで上昇したが、今年2月時点では7.1%まで低下した。コロナ禍前の10年間の平均値8.0%と比べれば、良好な水準と言えるだろう。こうした悲惨指数の低下に見られるように、米国経済は成長を続けているが、一部の指標では好景気とは思えない動きがある。それは米国の消費者心理だ。米国ミシガン大学が調査・公表している米国消費者態度指数の推移をみると、コロナ禍前の2019年の平均値を100として、今年3月時点でも80台に留まっている。

## 政権交代と共に起きる「気分の入れ替わり」

米国消費者態度指数には、支持政党の大統領であるかどうかで水準が異なるという党派性がある。すなわち、米国消費者態度指数を、共和党支持者と民主党支持者に分けると、共和党の大統領なら共和党支持者の指数が高くなり、民主党の大統領なら民主党支持者の指数が高くなる。平時はそうした「気分の格差」を保ちながら、両者は平行に動く。しかし、大統領選挙の年と翌年にかけて政権交代が起きると、新大統領の政党を支持する消費者の指数が上昇、対立政党を支持する消費者の指数が悪化し、両者の水準が入れ替わる。

景気動向とは無関係に、政権交代に伴って、支持政党

によって消費者心理が変動するのである。例えば、オバマ大統領からトランプ大統領への移行では、民主党支持者の指数が低下、共和党支持者の指数が上昇し、上下関係が入れ替わった。次のトランプ政権からバイデン政権への移行時には、その逆のことが起きている。

米国の政治的分断の深さが、消費者心理にまで表れるのであるが、こうした「党派的な気分の入れ替わり」は、指数全体で見れば相殺し合う動きとなっている。そのため、政治的分断が、好景気下でも続く米国消費者心理の低迷の原因というわけではない。

## 米国消費者の心理にはコロナショックが残存、物価・金利への反応も敏感に

米国の消費者心理低迷の背景としては、意外にも、未だにコロナ禍のショックが持続していることと、インフレ・金利に対する反応が敏感になっていることが指摘できる。

コロナ禍初期、米国消費者態度指数は支持政党に関わらず大きく悪化した。このときのショックが、今なお消えずに残っている。コロナ禍は米国の消費者心理にそれほど深い傷を残している。

また、2008年のリーマンショックを境に、米国の消費者は、以前よりもインフレと金利に対して敏感に反応するようになった。長期の低インフレ・低金利に慣れ、以前であれば反応を見せなかった低い水準のインフレや金利上昇にも、米国の消費者は敏感に反応するようになった。そうした反応が、高インフレと高金利で顕著に表れているのである。

## 高インフレ・高金利は低所得層に負担が集中

高インフレ・高金利の下で、米国の消費者心理の低迷が続いても、米国経済は力強く拡大してきた。しかし米国経済に死角がないわけではない。高インフレ・高金利は低所得層への負担が大きく、その生活水準は悪化してきており、彼らを顧客に持つ米国の小売業の業績に影響が及び始めている。自動車ローンでは、信用度が低いサブプライム層の延滞率が、過去30年で最悪となっている。

米国大統領選本番に向け、「経済」は争点としての重要度を増していきそうだ。

## 「脱炭素現場」へ電動建機の導入が加速

日経クロステック 建設編集長 佐々木 大輔

国内の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の約1割を占める建設業。2050年の温暖化ガスの実質ゼロ化達成に向け、バイオ燃料や電動建機などを導入する建設現場が増えている。脱炭素型コンクリートの普及へ向けた取り組みも活発に。建設現場のカーボンニュートラル実現に向けた道筋を探る。

2050年の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を政府が打ち出してから3年半。あらゆる産業で、脱炭素の取り組みが本格化している。建設産業も例外ではない。2024年は建設現場の脱炭素に向けた取り組みが一段と加速しそうだ。

建設現場における二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の主な排出源は、建機に使用する軽油と、場内照明や事務所で利用する電気。排出量削減には、まずこの2つがターゲットとなる。企業の排出する温暖化ガス排出量を算定する国際基準「GHGプロトコル」の分類で、スコープ1、スコープ2に該当する部分だ。このためバイオ燃料や電動建機、再エネなどを導入する建設現場が増えている。

特に注目を集めるのが電動建機だ。建機メーカー各社による開発が活況を呈している。国土交通省は2023年10月に「GX(グリーントランスフォーメーション)建設機械」の認定制度を創設。2024年1月にGX建機として認定された電動バックホーが、公共工事で初導入された。排ガスが生じず、騒音を抑えられることなどがメリット。この現場を皮切りに、各地の公共事業で電動建機の導入が相次いでいる。

国はGX建機の導入を後押しする構えだ。環境省や国土交通省などは購入費用を補助する事業を2024年度に実施。併せて、GX建機を活用する施工者に入札などでインセンティブを付与する仕組みを検討している。

脱炭素の潮流を踏まえると今後、電動建機が現場に浸透していくことは必然だ。もっとも普及に向けた課題は少なくない。コストの問題に加え、電動建機に特有の充電の問題

に対処することが欠かせない。施工計画にも影響が出る。課題を1つずつ解決しながら進める必要がある。

電動建機は現状、連続して稼働できる時間が比較的短い。1日の作業の終わりに充電設備がある場所まで建機を動かしたり、充電時間を踏まえて複数の建機でローテーションを組んだり、建設会社が主体となって運用をマネジメントする必要がある。電動建機を使っても効率が落ちないように、充電インフラ整備などについても本格的な検討が始まっている。

### 本丸はスコープ3の削減 「脱炭素型コンクリート」に注目

建設現場の脱炭素へ向けて今後重要になるのが、サプライチェーンまで含めたスコープ3での削減だ。建設工事の上流と下流の工程に該当し、大手建設会社の場合はここがCO<sub>2</sub>排出量の9割超を占める。コンクリートや鋼材といった建設資材の製造と、完成した建造物などのエネルギー消費に伴う排出がおおよそ半々だ。

スコープ3で注目されているのが、コンクリートのCO<sub>2</sub>吸収源としての可能性だ。環境省は2024年4月に国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)事務局へ報告するGHGインベントリ(温暖化ガス排出・吸収量)に、初めて「脱炭素型コンクリート」によるCO<sub>2</sub>排出量のマイナス効果を組み込んだ。まだ国際的に認められたわけではないが、今後の動きが気になる。脱炭素・低炭素材料の普及を後押しする可能性がありそうだ。



国土交通省関東地方整備局が発注した東京都内の電線共同溝の工事で、初めてGX建機が導入された。試掘作業で竹内製作所の電動バックホー「TB20e」を用いた(写真:日経クロステック)



CO<sub>2</sub>排出量は、自社の直接排出(スコープ1)、供給された電気・熱・蒸気などに関する排出(スコープ2)、それ以外の間接排出(スコープ3)を足し合わせて求める。スコープ3は15のカテゴリーに分けられる。カッコ内の数字はカテゴリーの番号(出所:環境省の資料に日経クロステックが追記)

## 第3回 ▶▶▶ 損益計算書

### はじめに

今回は、重要な決算書の1つである損益計算書について解説していきます。  
損益計算書の意味する内容を理解していただくことで、その読み方が見えてくるとと思います。



## 1. 損益計算書の意義

損益計算書は、一定期間における収益、費用、その結果としての利益を表示した財務書類です。企業が一会計期間において活動した内容を示すとともに、その成果が表されるため、企業の一年間の成績表として位置付けることができます。専門的に言えば、損益計算書とは一会計期間の経営成績を表す決算書です。

### ①収益

収益の定義は、資本の出資および資本の修正以外で所有者持分(株式会社の場合には株主持分)を増加させる要因です。簡単に言えば、収益とは企業の儲けの源泉となるものであり、販売した製品の売上、受領した利息、資産を取得価額よりも高く売却した際の売却益などがあげられます。

なお、収益は収入とは一致しません。会計においては、収益を発生した段階で計上していく「発生主義」が、基本となっているためです。

### ②費用

費用の定義は、資本の出資および資本の修正以外で所有者持分(株式会社の場合には株主持分)を減少させる要因です。費用は、企業の儲けの源泉を得るための犠牲と捉えることができ、販売した製品の製造原価、支払った利息、資産を取得価額よりも低く売却した際の売却損などがあげられます。

なお、収益と同様に、発生主義に基づいて費用を計上するため、費用と支出とは一致しません。

※上記①および②は、広義の収益・費用を説明したものであり、狭義の収益・費用の概念も存在しています。

### ③利益

利益とは、収益と費用の差額であり、企業活動の成果と位置付けられます。

## 2. 損益計算書の様式 図1

損益計算書は、一会計期間の総収益から総費用を差し引いた総利益(当期純利益)を最終値としています。なお、収益、費用はその発生源泉に従って明瞭に分類され、各収益項目とそれに関連する費用項目とを対応表示していかなければなりません。これにより、企業の活動ごとに、その成果を確認することができます。

### ①営業損益計算の区分

企業の営業活動から生じた収益、費用を記載して営業利益を計算します。建設業と不動産業など2つ以上の営業を目的とする企業は、主要な営業別に収益、費用を区分して記載します。なお、営業利益を計算するに当たっては、売上高と売上原価により、まずは売上総利益(粗利益)を計算しておきます。

この営業損益計算の区分から、企業の本来的な営業活動による成果を判断することができます。

### ②経常損益計算の区分

営業損益計算の結果を受けて、利息や有価証券の売却損益など、営業活動以外の原因から生ずる損益で特別損益に属さないものを記載し、経常利益を計算します。

この経常損益計算の区分から、企業の営業活動だけでなく経常的な活動を含めた成果を判断することができます。

### ③純損益計算の区分

経常損益計算の結果を受けて、固定資産の売却損益など、企業の経常的な活動以外の原因から生ずる臨時的な損益(特別損益)を記載し、税引前当期純利益を計算します。また、税引前当期純利益から法人税・住民税・事業税など所得を源泉とする税金を控除して当期純利益を計算します。

この純損益計算の区分から、企業の一会計期間のすべての活動による成果を判断することができます。



### 3. 平均的な数値 図2

次の損益計算書は、令和4年度中に決算を迎えた建設企業45,490社の平均値です。

#### (45,490社の内訳)

経営事項審査における経営状況分析を一般財団法人建設業情報管理センター(CIIC)に申請した企業から、次に該当する企業を除いたもの。

- 法人組織でない企業(個人企業)
- 売上高に占める完成工事高(建設業の売上)が8割未満
- 会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社)

企業規模により平均値との乖離が大きい場合があることは、前回の貸借対照表と同様です。損益計算書は、売上高(建設業専業であれば完成工事高)を100%として、各項目がどれくらいの割合を占めるかという百分比による分析が効果的です。自社の数値と平均値を比較しながら、活用してみてください。

図1

損益計算書			
自 202X年〇月〇日 至 202X年〇月〇日			
売上に関する収益	I 売上高		
	完成工事高	xxxx	
	兼業事業売上高	xxxx	xxxx
売上高に対応する原価	II 売上原価		
	完成工事原価	xxxx	
	兼業事業売上原価	xxxx	xxxx
営業活動に要した費用のうち、売上原価に算入されないもの	III 販売費及び一般管理費		
	給料	xxxx	
	通信交通費	xxxx	
	広告宣伝費	xxxx	
	.....	xxxx	xxxx
営業利益		xxxx	= I - II
営業活動以外の活動から経常的に発生する収益	IV 営業外収益		
	受取利息	xxxx	xxxx
営業活動以外の活動から経常的に発生する費用	V 営業外費用		
	支払利息	xxxx	xxxx
経常的な活動とは関係のない部分で臨時的に発生した収益	VI 特別利益		
経常的な活動とは関係のない部分で臨時的に発生した損失	VII 特別損失		
税引前当期純利益		xxxx	= 営業利益 + IV - V
法人税等		xxxx	
当期純利益		xxxx	= 税引前当期純利益 - 法人税等

図2

2022年度 45,490社の平均 (単位:千円)			
損益計算書			
I 売上高			
完成工事高	497,684		
兼業事業売上高	18,196		515,879
II 売上原価			
完成工事原価	411,526		
兼業事業売上原価	12,351		423,877
売上総利益			92,002
III 販売費及び一般管理費			68,951
営業利益			23,051
IV 営業外収益			
受取利息・配当金	834		
その他	6,596		7,430
V 営業外費用			
支払利息	879		
その他	1,300		2,179
経常利益			28,303
VI 特別利益			2,247
VII 特別損失			4,308
税引前当期純利益			26,241
法人税・住民税等			9,048
当期純利益			17,193

※CIICの公表データをもとに筆者作成

### おわりに

今回は、損益計算書が意味する内容を解説するとともに、統計数値に基づく平均的な損益計算書を掲げました。自社の利益がどのような源泉から生まれているのかなど、利益の構造を見ていくようにしてください。



第54回

かわいい



土木



だいげんたがわ

大源太川第1号砂防堰堤

えんてい

新潟県南魚沼郡湯沢町

## 進駐軍も遊んだ アーチ式砂防ダム

スキー場や温泉で知られる新潟の玄関口、越後湯沢。ここに、日本で最初に建設されたアーチ式砂防堰堤がある。「大源太キャニオン」と呼ばれる天然の渓谷を利用した、小ぶりでドボかわいい砂防ダムだ。古くは戦国武将の上杉景勝、戦後には湯沢に進駐していたアメリカ軍兵士たちも遊んだという湖を訪ねた。

Photo・Text ▶ フリーライター 三上 美絵

大成建設広報部勤務を経てフリーライターとなる。「日経コンストラクション」(日経BP社)や土木学会誌などの建設系雑誌を中心に記事を執筆。広報研修講師、社内報アワード審査員。著書『土木技術者になるには』(ペリカン社)、本連載をまとめた『かわいい土木 見つけ旅』(技術評論社)



カットしたバームクーヘンのような形の堤体の上を、豊かな水が滝となってこぼれ落ちていく。新潟の越後湯沢駅から車で15分ほどのところにある「大源太川第1号砂防堰堤」だ。

砂防堰堤は土砂を受け止めるダムのことで、渓流の上流につくられる。せき止められた土砂が溜まって満砂状態になれば、

上流の川幅が広がり、川の勾配が緩くなって流水の力が弱まることから、下流の洪水や土砂災害を防ぐ効果が期待できる。

大源太川第1号砂防堰堤は、一級河川魚野川の支川「大源太川」に位置する。1935年(昭和10年)、豪雨により魚野川上流域で山崩れを伴う大氾濫が発生し、南魚沼郡に大きな被害をもたらした。この

「魚沼大水害」をきっかけに、国は直轄砂防工事に着手。その一環として大源太川に計画された3基のうち最初につくられたのが第1号砂防堰堤で、1939年(昭和14年)に完成した。

小さくても本格派!  
日本最初期のアーチ式砂防堰堤



▲大源太湖から流れ落ちる水は、「四十八滝」と呼ばれ、第1号砂防堰堤から何段もの滝を形成している。

この砂防堰堤のドボかわいいところは、堤体の構造が「アーチ式」であることだ。アーチダムというと、「クロヨン」とこと黒部ダムのような雄大な景観が思い浮かぶが、このアーチ式砂防ダムは堤高18mと、黒部ダムの10分の1ほどしかない。当時の砂防ダムとしては大型の部類に入るとはいえ、巨大な貯水ダムと比べたらかなりコンパクト。小さなアーチがとてもチャーミングなのだ。

アーチ式の堰堤は、重力式など他の形式と比べて堤体積が少なくすみ、材料コストが節約できる経済的な形式といわれる。しかし、その実施例は決して多くはない。国土交通省の湯沢砂防事務所ウェブサイトによれば、「アーチ式砂防堰堤の事例は全国で100基に満たない数」だという。

その理由は、「適地」が少ないからだ。アーチ式は、堤体にかかる土砂や水の力を両岸で支える構造のため、両岸が硬い岩盤でなければつukれない。その点、ここ



▲大源太川第1号砂防堰堤の全景。カットしたバームクーヘンを思わせる。老朽化により、堤体の厚みを増強する工事が行われた。上の吊り橋は「希望大橋」。



▲登録有形文化財記念碑に、施工中の写真が掲示しており興味深い。

は深い谷で、両岸の岩盤も良好。しかも、堰堤の計画地はもともと谷が狭まった地形で、上流には大量の土砂を溜められる平地が開けた適地だった。

さらに、堤体のつくり方には、「<sup>そせき</sup>粗石コンクリート構造」と呼ばれる構造形式が採用された。表面に<sup>けんちいし</sup>間知石（四角錐形の石材）を積み、内部に川底の石を詰めて隙間にコンクリートを流し込む。まだ高価な材料だったセメントの使用量が少なくすむ方法だ。

大源太川第1号砂防堰堤は、日本で最初期に完成したアーチ式砂防堰堤として2003年に登録有形文化財、2011年には土木学会選奨土木遺産になった。だが、完成から80年以上たって老朽化が指摘され、2020年に「腹付けコンクリート」による補強工事が完了。既存の堰堤の上流側に、厚さ3mのコンクリートを打ち継ぎ、厚みを増して堤体を安定させる工事だ。



▲大源太湖のまわりを30分ほどで1周できる散策路がある。

### 戦国武将の舟遊びと 米兵たちのボート遊び

この砂防堰堤の上流には大源太湖と呼ばれる湖があり、下流には四十八滝と呼ばれる滝の流れがある。一帯は「大源太キャニオン」と呼ばれ、グランピングもできるキャンプ場などを備えたネイチャースポットとして人気だ。

現地の案内板によれば、大源太湖は古くは野尻ヶ池と呼ばれ、上杉景勝をはじめ代々の上田城主が舟遊びをした場所だという。大源太川第1号砂防堰堤は、その野尻ヶ池を利用して建設されたわけだが、大源太キャニオンがレジャー施設としての歩みを始めたのは、戦後のこと。湯沢町に

駐していたアメリカ軍が砂防堰堤の水抜き暗渠を塞ぎ、水を貯めてボート場にしたりがきっかけだった。進駐軍が去った後に、青少年旅行村などが整備され、夏のキャンプ場として賑わうようになった。

プチかわいいアーチ式砂防ダムとダム湖を前にして、ここで戦国武将や米兵たちが遊んだのかと思うと、何だか不思議な因果を感じるのだった。



### アクセス

関越自動車道湯沢ICから車で15分。  
上越新幹線越後湯沢駅から  
バスで約25分。



を活用しよう!

団体向け

## CCUS普及のための厚労省の助成金をご存知ですか?

— CCUS助成金活用相談窓口にお電話を —

厚生労働省所掌の「人材確保等支援助成金」に「建設キャリアアップシステム等普及促進コース」(以下「CCUS等普及促進コース」)があります。事業者・技能者登録やレベル判定等を補助・支援するもので、**助成対象事業**の計画策定から実施、効果検証まで、これらに関する経費を対象として、**建設事業主団体**が助成金を受けられます。

### ● CCUS等普及促進コース概要

詳しくは厚労省ホームページで。

建設事業主団体が実施する

労働局へ申請

① 計画策定

計画届提出

② CCUS等登録促進事業

③ CCUS等登録手続支援事業

④ 就業履歴蓄積促進事業

① 効果検証

支給申請

#### 助成率

中小建設事業主団体:  
対象経費の2/3  
上記以外の団体:  
対象経費の1/2

#### 支給上限額

1団体につき1事業年度  
(4/1~3/31)の上限額  
全国団体:3,000万円  
都道府県団体:2,000万円  
地域団体:1,000万円

が助成対象事業。

①の事業計画策定・効果検証は必須。

②③④は複数選択可能。

一般財団法人建設業振興基金では、この助成金を多くの建設事業者の団体が活用し、CCUS普及がより促進されることを期待し、助成金に関する相談に無料で対応する「**CCUS助成金活用相談窓口**」を、本年4月24日に開設しました。

「CCUS助成金活用相談窓口」は、このような相談に無料で電話対応します。



建設事業主団体の要件って何ですか？  
私のところは協会の支部ですが  
それではダメですか？

会員の事業者登録のために、  
担当のアルバイトを  
雇おうと考えていますが、  
それって助成対象になりますか？



「CCUS助成金活用相談窓口」はこちら 平日9:00~12:00 13:00~17:00

東日本エリア **080-7835-3906** (一般社団法人CCUSサポート)

西日本エリア **06-4862-7749** (KATO社会保険労務士事務所・行政書士事務所)

CCUS助成金活用相談窓口についてのお知らせはこちらからご覧ください。》



# 監理技術者講習

100万人以上の受講実績!

人気の

自宅や職場で受講ができる!

## オンライン講習



全国各地で開催



視覚的に伝える  
映像講習



経験豊富な講師  
対面講習

会場講習

全国  
約 250会場  
年間約 1,500回

受講料の支払い手数料

無料!

受講日・会場の

変更可能!

インターネット申込は、こちらから検索!

<https://www.fcip-ko.jp/>

振興基金監理講習

検索





# フロンティア FRONTIER

建設の最前線へ!

## PROFILE

まきの じゅんいち

牧野 純一 さん

株式会社サカイエステック  
福井県出身



## 「やる気をもって挑めばだれでも大きな力になれる!」今までにない満足感を味わえる建設業!

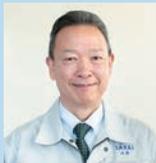
空調換気設備や給排水衛生設備など、現代の建物に無くてはならない快適なライフラインを構築する——そんな管工事の施工管理を担う、株式会社サカイエステックの牧野純一さん。工事部の主任として活躍する毎日だが、以前は飲食業でパティシエなども経験した異色の経歴を持つ。「飲食業から建設業に転職した大きな理由の一つが、結婚して家庭を持ったこと。飲食業の場合は土日休みが難しいことも多く、家族と過ごす時間を考えると建設業のほうに大きな魅力を感じました」。一般住宅などの設備工事を経験した後、縁あってサカイエステックへと入社した。「当社の場合は公共施設などの大規模な工事が多く、一般住宅とのスケールの違いに驚きました。規模が大きな分、作成する書類の多さにもびっくりしましたね(笑)」。現場の中でも特に思い出深いのは、北陸新幹線の停車駅(新駅)の新築工事だ。「私が携わってきた中でも特に大きな現場であり、仕事を任されたことで自信にもつながった現場です。大規模な工事であるほど、円滑に進めるためには様々な人との連携やコミュニケーションが欠かせません。またそうした中だからこそ、自分の想いをしっかりと伝えないと思い違いが生じてしまうもの。難しさと楽しさを味わうことのできた貴重な現場でした」。そうした仕事の中で最も達成感を覚えるのは、なんといっても建物ができあがった瞬間だ。「これまで経験してきた仕事も面白かったのですが、年齢も職種も異なる多くの方とともに一つのものを手掛け、それを

無事に成し遂げた瞬間は喜びもひとしおです。一つの現場を終えるごとに、今までにない満足感を得ることができます」。

今後の目標は「一級建築施工管理技士の資格を取得し、大きなプロジェクトに積極的に参加していくこと」と話す牧野さん。「建設業は建物や橋・道路など、手掛けたものを確かな形で未来に残せると同時に、何十年・何百年と地域の人々の暮らしに貢献できる、こどもに誇れる仕事。そして私自身、心から楽しんで携わっていける仕事です。これからさらに大きなプロジェクトに参加し、中心となって活躍していける人材になりたいです」。

また自身と同様、異業種から建設業への転職にチャレンジしようとする方へもエールを送る。「やる気をもって挑めば、だれでも大きな力になれるのが建設業の魅力。私も入職当初は専門知識がほとんど無い状態からスタートしましたが、研修や実務を通して必要な知識や技術を身につけ、分からないことは積極的にたずねながら仕事のイロハを学びました。意欲の高い人には、周りも温かくサポートしてくれます。また、これまで建設業という3Kのイメージが強かったですが、業界全体としても新3K(給与が良い・休暇が取れる・希望が持てる)の実現を進めており、そうした環境を作っていくのも自分たちだと思っています。ぜひ一緒に、良いものを作っていきましょう!」

## Great Job!



株式会社  
サカイエステック  
代表取締役

山岸 康弘 氏

建設人材育成優良企業表彰「不動産・建設経済局長賞」という評価をいただいたこと、誠にうれしく思います。当社では以前より建設業の2024年問題を見すえ、SNSを活用したPR活動をはじめ、女性活躍の推進やDXによる現場の支援に努め、全社員が明るく快適に働ける環境作りを図ってきました。今後はそれらをさらに広げるとともに、異業種で働く方々などにも新たな活躍の場として選ばれ、やる気をもって入っていただける企業でありたいと願っています。

建設人材育成優良企業表彰「不動産・建設経済局長賞」を受賞